

議案第 47 号

小田原市いこいの森条例の一部を改正する条例

小田原市いこいの森条例（昭和 57 年小田原市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項各号列記以外の部分を次のように改める。

7 月 21 日から 8 月 31 日までの期間（次項において「夏季期間」という。）以外の期間における次の各号に掲げる施設の休館日又は休場日は、当該各号に定める日とする。

第 6 条第 1 項第 1 号中「管理棟、」を削り、同号ア中「月曜日」を「木曜日」に、「イ」を「以下この項」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 管理棟、林間キャンプ場、バンガロー及びシャワー棟 次に掲げる日

ア 水曜日及び木曜日（これらの日が休日に当たるときを除く。）

イ 1 月 1 日から 2 月末日まで及び 12 月 1 日から同月 31 日までの日

第 6 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「管理棟等の」を削り、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「第 1 項及び前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とする。

第 7 条第 1 項中「管理棟等」を「次の各号に掲げる施設」に改め、「、次の各号に掲げる施設の区分に応じ」を削り、同項第 1 号を削り、同項第 2 号中「林間運動広場」を「管理棟、林間運動広場」に改め、同号を同項第 1 号とし、同項中第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 6 月 10 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

（理由）

いこいの森のこれまでの管理運営の実績を踏まえ、休場日等の整備を行うため提案するものであります。